一部改定（令和７年）の改定経緯

① 一部改定までの経緯

都市機能誘導区域及び居住誘導区域の変更にあたっては、市民意見募集を実施するとともに、名古屋市都市計画審議会の意見をもとに、変更を行いました。

年月日	事　項
令和５年３月３１日	なごや集約連携型まちづくりプランの改定 ※土地利用計画の見直しにあわせて、工業地域を考慮した誘導区域の見直しを実施することを明示
令和６年１１月２５日 ～１２月２４日	★「都市機能誘導区域及び居住誘導区域（見直し案）」の市民意見募集実施
令和７年１月２９日	■名古屋市都市計画審議会への諮問及び答申

②変更の内容

変更内容１　工業地域を考慮した誘導区域の変更

用途地域のうち工業地域は、主として工場等の土地利用誘導または維持をはかる地域であることを考慮し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に含めないこととします。

当該地域においては、立地適正化計画に基づく届出制度を活用することにより、工業地域指定の意図の理解促進をはかります。

変更内容２　都市基盤整備等による用途地域等の見直しに伴う誘導区域の変更

令和７年３月の土地利用計画（用途地域等により土地の使い方や建物の建て方のルールを定めるもの）の見直しのうち、都市基盤（都市計画道路や都市計画公園）の整備や地形地物の位置の変更等に応じた用途地域等の変更に合わせて、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の境界を変更します。

■誘導区域の変更箇所

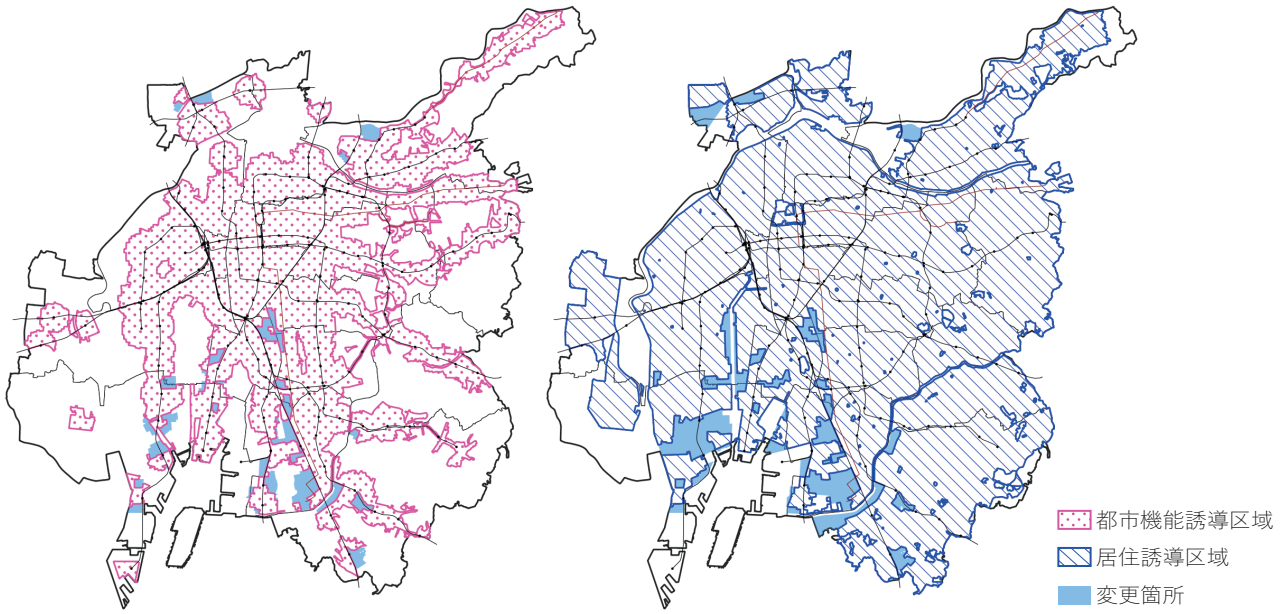

※都市基盤整備等による用途地域等の見直しに伴う誘導区域の変更箇所は区域が微細なため、表示していません。
また、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定により、誘導区域外となる箇所も表示していません。
※上記の誘導区域変更に伴い、一部、計画の記載を変更しています。